Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier２資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第７条第２項）によりTier２資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier２資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier２資本				
Tier２資本の額（(チ)－(リ)）　(ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計（(ト)＋(ヌ)）　(ル)				
リスク・アセット				
資産（オン・バランス）項目				
オフ・バランス取引等項目				
ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第７条第２項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　(ヲ)				
連結自己資本規制比率				
連結普通株式等Tier１比率（(ハ)／(ヲ)）	%		%	
連結Tier１比率（(ト)／(ヲ)）	%		%	
連結総自己資本規制比率（(ル)／(ヲ)）	%		%	

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（注意事項）

１　「信用リスク・アセット算出手法」の欄には、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

２　「連結自己資本規制比率改正告示」とは、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第29号）をいう。

３　本表の各項目のうち連結自己資本規制比率改正告示附則第５条第１項又は第７条第１項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」の欄に記載すること。

４　「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。